

金融・労働ネットワークニュース No 08

銀行の組合は御用組合？

「週刊文春」が批判

4月4日付「日本経済新聞」で三菱東京UFJ銀行従組が契約社員の組合加入を進めたことを1面で大きく報道した。記事はメガバンクが派遣労働者の直接雇用を進め、三菱東京UFJはさらに直接雇用となった契約社員など非正規従業員を従業員組合の組合員として迎えたという内容だ。同日付の解説記事や、翌5日記事ではさらに詳しくこれが非正規労働者の処遇改善の一環であるとしている。

同行の従組は昨年来、派遣労働者から直接雇用となった労働者の組合加入を進めてきた。しかし、この時期に天下の「日経」が1面で大きく報じるのには違和感がある。三菱東京UFJ銀行は、日立製作所の子会社から労働者を派遣させる形の「偽装請負」の問題を、3月26日の参議院消費者問題特別委員会で取り上げられている。取り上げた大門実紀史議員は、日立の子会社が労働局からは正指導を受けたが、告発した当該労働者は解雇され、「メガバンクの最先端の職場のフロア丸ごとが、偽装請負で成り立っている」など違法状態を明らかにし金融行政に是正を強く求めた。

「週刊文春」のホームページのコラムでは、この4月4日の「日経」報道と3月26日の「偽装請負」追及の関連性について興味深いコメントを紹介している。コラムの引用で匿名の「金融庁幹部」氏は「三菱UFJは派遣職員の偽装請負が発覚し、国会で追及されたばかり。契約社員の組合加入は、世間の批判をそらすためだろう」と述べている。「金融庁の幹部」でなくても事情を知っている人の多くはそう考えるだろう。

ところで、「日経」は契約社員の従業員組合加入を非正規労働者の処遇改善の一環としているが、この点についても「週刊文春」コラムは

「銀行の組合はいわゆる御用組合で、委員長も将来の幹部候補生が就く有力ポスト。契約社員の交渉力が高まるとは思えず、むしろ契約社員を組合の枠内に嵌めこんで不満を抑えようとの意図さえ感じられる」（メガバンク幹部）と非常に適切なコメント紹介している。

ユニオンショップと非正規雇用の矛盾

「メガバンク幹部」が自ら「銀行の組合はいわゆる御用組合」だと言うところには感激さえしてしまう。

ところで、この「メガバンク幹部」氏の言う「いわゆる御用組合」は民間大企業労働組合に多く見られるユニオンショップ制組合である。言うまでもないことだが、ユニオンショップはユニオンショップ協定の労働組合を除名になるか脱退すると、会社はその労働者を解雇する協定である。「不満を抑える」力は強力だ。これまで従組は正社員のみを組合員とし、非正規は組合員の対象となっていなかった。

派遣法の改正で直接雇用になったのは、三菱東京UFJで12000人の規模である。このうち、同従組の組合員となったのは5000人～6000人程度だろう（「日経」は7000人とし、4月5日の「朝日」は5000人としている）。約半数は従組組合員になっていない。

従組組合員になっていないのは、事務センターなどの事務子会社などで働いていた派遣労働者だ。彼（彼女）らは派遣労働者から、銀行直接雇用ではなく事務子会社直接雇用の契約社員となった。従組がユニオンショップ協定を結んでいるのは銀行だ。事務センターの契約社員を従組に迎えるには、従組が事務子会社ともユニオンショップ協定を結ぶのか。その場合、今は未組織の事務子会社のプロパー社員はどうなるのか。1980年代以降、業務の大規模外注化と非正規の大量活用で進めてきたリストラの矛盾がここで顕在化している。（田中）

9億円の賠償 最高裁で確定

大阪の相互信用金庫出資金返還裁判

2002年に経営破たんした大阪の相互信用金庫の出資者らが出資金の返還を求めていた裁判で、出資者394人に合計9億1300万円を支払うように命じた大阪高裁判決が1月15日に確定した。最高裁が、信金側の上告を退ける決定を行った。

大阪の相互信金は、当時すすめられた不良債権処理を名目とする中小金融機関再編の中で経営破たんした。金融再編の中で信用金庫は1998年の401金庫から2004年には306金庫へ激減した。

同じ時期に、千葉県船橋信用金庫も経営破たんに追い込まれた。船橋信用金庫と、大阪の相互信用金庫の出資者らは、金庫の経営者と金融行政の責任を追及し出資金の返還を求める訴訟を起こしたたかっていた。船橋信金の出資金返還訴訟では、出資者に対し総額約1億円の支払いがおこなわれている。

金融労組の動き

巨額の不正融資疑惑を追及 労組員の解雇を「無効」と提訴 武生信金

武生信用金庫（福井県越前市）では、歴代理事長が巨額の不正融資を行っていたと地元雑誌で繰り返し報道された。武生信金職員組合は上部団体の金融労連等と共に団体交渉で「お客さんや労働者の不安や質問に、きちんとした情報を提供し誠意ある対応をすべき」と金庫に実態の解明を求めたが、金庫経営者は「知らない、わからない」と労働組合に対しても事実関係を明らかにせず不誠実な団体交渉に終始した。

金庫の対応は、不正融資をはじめとする重大な法令違反の疑念を強く抱かせた。

信金経営者が、真相究明に背を向けたため、企業内部の不正を明らかにする目的で職員が調査を行い、不正融資を行っていたことを示す資

料が確認された。

金庫経営者は、職員2名を一方的に「不正に役員のメールにアクセスした」として刑事告訴し、さらに12月17日付で懲戒解雇とした。懲戒解雇とされた2名は1月7日に解雇を無効として福井地裁武生支部に提訴した。提訴に際して記者会見を行い弁護士、単組代表、金融労連本部、同北陸地協など9名が同席し、報道機関も10社を超え、不正融資の実態、今後の方針など質問が相次いだ。

国際労組がキャンペーン

アメリカの銀行労働者に人間らしい労働条件を

アメリカの金融労働者に人間らしい労働条件を確立することをめざし、2月17日～18日に国際的なキャンペーンが取り組まれた。アメリカ通信労組（CWA）と、「より良い銀行を目指す委員会」（CBB）、UNIファイナンス・グローバル労組などが世界の労働組合や市民団体に呼びかけた。

上記3団体によるグローバル・ファイナンス・ワーカーズ・アライアンスは2月4日に「アメリカ銀行労働者レポート」を公表。世界各国の金融労働者と比較して、アメリカの金融労働者が劣悪な労働条件におかれていることを告発。

ニューヨークの4000人の銀行労働者と世界の22か国の銀行労働者の労働条件を比較。JPモルガン・チェイスの経営最高責任者のジェイミー・ダイモン氏は2013年に約20億円の報酬を受け取っているが、平均的銀行労働者は非常に低賃金で調査を行ったうちの3分の1の労働者は何らかの公的扶助を受けなければならない状態にあるとしている。元銀行労働者で行動に参加したロバート・フリーマンさんは「私は赤ん坊に乳児用ミルクを買うお金もなかった」と話している。（グローバル・ファイナンス・ワーカーズ・アライアンスのホームページ他から）

金融・労働ネットワークニュース No08
金融・労働研究ネットワーク発行
102-0093
東京都千代田区平河町1-9-9
レフラスック平河町ビル402号室
TEL/FAX 03-3239-0170
e-mail finlabornet@ae.auone-net.jp